

屋外広告物を設置する皆さまへ

4月1日から市町への権限移譲により、屋外広告物許可申請の窓口が県土木事務所から市町に変更となりました。

屋外広告物を設置する皆さまには次のことに留意し、屋外広告物法令の遵守について引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

留意点

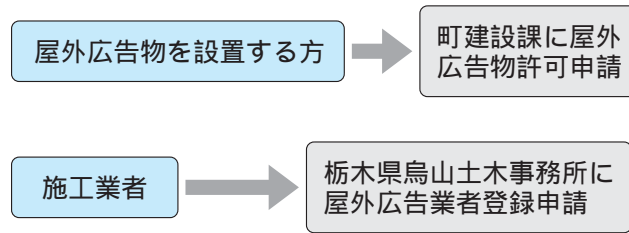
1 平成21年3月31日までに県が許可している屋外広告物県の許可が市町に引き継がれます。県で許可をした期間が終了するまでは、改めて市町に申請する必要はありません。

2 屋外広告業者の登録

4月1日以降も申請窓口などについては、現行と変わりありません。広告主から広告物の表示や設置に関する工事を請け負い、県内（宇都宮市を除く）に屋外広告物を設置する場合は、栃木県に屋外広告業者登録が必要です。

3 許可申請等のイメージ図
平成21年4月1日以降の屋外広告物許可申請及び屋外広告業者登録については次のとおりです。

那珂川町に屋外広告物を設置する場合



問い合わせ
那珂川町役場建設課
☎0287・92・1118
栃木県烏山土木事務所
☎0287・83・1322
栃木県県土整備部都市計画課
☎028・623・2463

市町村税滞納ぼく減月間2009春

子どもたちの未来のために

全県下一斉の取り組み

納税の公平と税収の確保を図るため、3月から5月を「市町村税滞納ぼく減月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉に滞納税のぼく減に取り組みます。

三位一体改革と税源移譲

昨年度から、三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。

しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収納率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう（納税者の皆さんは、基本的に住民税が増えた分、所得税は減っています）。

このことは、町の予算に占める町税の割合が、大きくなったことを意味しています。税収が確保できない場合、予定

していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすことになります。

一人ひとりが町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりがこれまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は、財産の滞納処分（差し押え・公売など）をしなければなりません。差し押え財産の調査のため、滞納者の方の住居や事業所の捜索、自動車差し押えのためのタイヤロックをすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

町では税収確保に向け、次のような取り組みを行っています。

納税相談

町税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与とを差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差し押え処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差し押えを行います。差し押え後も納付されない場合、差し押え財産の公売・取り立てを行います。

問い合わせ

税務課管理収税係
☎0287・92・1120

なす風土記の丘資料館 歴史解説員養成講座受講生募集中!

- 対 象 18歳以上で下記の条件を満たす方
 ①歴史に関心があり、開講する講座に参加できる方
 ②講座終了後、当館の主催する行事や来館者への援助
 ができる方
- 定 員 20名(先着順)
 受講費 3,000円(年間)
 受付期限 5月1日(金)まで(ただし月曜日は除く)に電話または直接来館して申し込んで下さい。

講座内容 全10回

※講座の出席状況により修了証を授与し、歴史解説員として登録します。

- ①5/23(土) 開講式、講話「歴史を学ぶ意義と風土記の丘資料館」、小川館常設展示見学
 - ②7/4(土) 講話「那須の歴史概説」、なす風土記の丘資料館小川館周辺史跡見学、湯津上館見学
 - ③7/25(土) 縄文土器づくり
 - ④8/9(日) 考古学教室「これで君も考古学者」に参加
 - ⑤9/20(日) 企画展オープニングイベントに参加
 - ⑥10/25(日) 企画展記念講演会、シンポジウム、ギャラリートークに参加
 - ⑦11/8(日) なすの横穴墓めぐりに参加
 - ⑧12/20(日) ミニ門松づくり、解説実習
 - ⑨1/30(土) 勾玉づくり、火起し体験、解説実習
 - ⑩2/21(日) 風土記の丘成果発表会、遺跡発表会に参加、閉講式
- 問い合わせ 栃木県立なす風土記の丘資料館小川館
 〒324-0501 那須郡那珂川町小川13789
 電話 0287-96-3366 FAX 0287-96-3340



北沢の不法投棄の 解決に向けて(42)

4月から「環境整備対策室」が「環境総合推進室」に変わりました。

平成21年度の町機構改革により「環境整備対策室」は、4月1日から「環境総合推進室」としてスタートすることになりました。

主な事務は「環境基本計画の実施計画に関すること」、「環境施策の企画立案及び総合調整に関すること」、「小口北沢不法投棄物の適正処理に関すること」、「県営最終処分場に関すること」です。

環境基本計画は、町総合振興計画に基づくもので、まちづくりの基本テーマである「豊かな自然と文化にはぐくまれ やさしさと活力に満ちたまちづくり」を実現するために、環境面から各種施策を横断的に捉え、取り組みを行うことを目的に策定されました。

また、環境基本計画では、基本政策の一つに「豊かな自然と共生するまちづくり」を

掲げ、その一施策として、「北沢地区の不法投棄物を県営処分場により適正に処理すること」としており、県営最終処分場建設についても事業を促進していきます。

昨年度、町山村開発センターに設置された県の馬頭処分場整備室馬頭分室も昨年同様の体制で、県営最終処分場建設に向け事業を推進していきます。

不法投棄現場周辺にかかる水質分析結果

(平成20年度第4回年間変動調査分)

小口字北沢地区不法投棄現場周辺の水質分析結果をお知らせします。

調査項目	健康項目、生活環境項目、その他
採水日	平成21年2月9日
採水場所	1 周辺環境水 ①投棄地直下河川 ②小口川上流 2 投棄現場浸出水 ①投棄地下流側観測井戸 ②投棄地内観測井戸
調査結果	周辺への汚染拡大の兆候は認められない。
問い合わせ	環境総合推進室 ☎0287-92-1110